

[事案 30-270] 新契約無効請求

・令和元年5月9日 和解成立

<事案の概要>

募集人から事実と異なる説明があったこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年8月に契約した医療保険と収入保障保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。または、解約を申し出た後の保険料1か月分を返還してほしい。

- (1) 当時加入していた他社契約に比べて、同程度の保障内容でも保険料が安くなるという説明を受けて加入したが、内容が相違していた。また、契約時に、設計書等で詳しい説明を受けていない。
- (2) 契約から1か月後、解約を申し出たが、解約を申し出た1か月後に解約書類が送付されてきた。解約を申し出た時点から実際の解約日の間の既払込保険料の返還を求めたが、返還されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の意向を適切に把握・確認のうえ、当該意向に沿った保険を提案し、設計書等の募集資料を使用して契約内容の説明を行った。
- (2) 約款上、解約は所定の解約請求書により行うものとされており、解約時点では申立人が保険料の返還を主張する期間分の保障を提供していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、解約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。